

# **に者の所得税・町県民税申告**

控除対象者認定書」を添付することで障害者控除または特別障害者控除の適用が受けられます。 や認知症などで日常生活に支障のある一定の基準に該当する場合、税の申告のときに「障害者 介護保険の要介護認定を受けている方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりの状態

#### ◎認定書交付対象者

表に該当する方。 認定を受けている方で、次の お住まいの65歳以上の要介護 毎年12月31日現在、町内に

### ◎交付申請手続き手順

①送付された申請書と印かん 越しください。 を持って福祉課介護班へお

②介護班で申請内容を確認し

③介護班から該当する障害者 控除対象者認定書を交付し

※該当する方には、1月中旬

お知らせを送付します。 に福祉課から申請手続きの

・すでに障害者手帳等をお持

本人(対象者)または扶養義 る必要がない方 務者が非課税で、申告をす

## ◎交付申請をする必要がない

を受けている方 ちで、該当する障害者控除

## 大切に保管を!

## 平成24年分

公的年金等の源泉徴収票

的年金等の源泉徴収票(ハガキ)が日本年金機構から送付されま 理由に年金を受け取られた方に、1月中旬から下旬にかけて公 平成24年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を

された所得税額等です。 証明内容は、平成24年中に支払われた年金の金額や源泉徴収

ていない場合は、再発行ができますので左記までご相談くださ いよう大切に保管してください。紛失してしまった場合や届い この証明書は確定申告に必要な添付書類ですので、紛失しな

#### ▼問い合わせ

福祉課介護班

設定区分	障害理由	認定基準
障害者	(軽度・中度)に準ずる	がⅡa、Ⅱb、ⅢaまたはⅢbである方主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度
	(重度)に準ずる	がⅣまたはMである方 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度
华万隆岩丰	寝たきり老人	B1、B2、C1またはC2である方主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度が

#### 受付時間

○月曜日 午前8時30分~午後7時

※月曜日が休日の場合は翌 ○火〜金曜日 午前8時30分~午後5時15分 日以降の開所日初日は午後

7時まで

**3**03(6700)1165 ※IP・PHS電話の場合

※祝日、平成24年12月29日~ ○第2土曜日 平成25年1月3日はご利用 午前9時30分~午後4時 できません。

#### ▼問い合わせ